

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業
(学習障害のある児童生徒等に対する ICT を活用した効果的な支援に関する実践研究)

1 本事業の趣旨及び取組概要

学習障害については、就学後に学習上の困難が顕在化することが多いため、就学後の早期発見及び早期の教育的支援の開始が重要となる。

そこで、本事業においては、1人1台端末等も活用した学習上の困難の早期かつ客観的把握及び読上げ機能や音声入力等といったアクセシビリティ機能を積極的に用いた教育的支援の実施等、1人1台端末を含む ICT 機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

2 本事業の取組内容

本事業の受託団体においては、事業全体を俯瞰した上で、計画的、効率的な事業遂行に努めるとともに、本事業の取組内容として、以下(1)～(3)に記載する項目の全てを含む研究を実施すること。

〈本事業の取組内容として充足する必要がある項目〉

(1) 1人1台端末も活用した学習上の困難の早期かつ客観的把握に係る実践と検証

1人1台端末も活用し、通常の学級の中で客観的なアセスメントを行い、学習上の困難を早期に発見するための方法及び体制等について、実践的な検証を行う。その際、以下の観点から、成果と課題を整理すること。

〈観点〉

- アセスメントツール（紙・デジタル等）の適切かつ効果的な活用方法
- ICT の活用による効率的な情報の蓄積及び活用
- アセスメントを組織的に実施し、把握した学習上の困難のある子供を支援につなぐための学校内外の体制の在り方
- 通常の学級の中で学習上の困難を把握したケースに関する、更に詳細なアセスメントの実施の在り方

(2) 1人1台端末等を積極的に活用した支援に係る実践と検証

アセスメントにより把握した学習上の困難のある子供に対して、通級による指導の担当教員等の専門性も活用しつつ、個別最適な学びを実現する観点から、1人1台端末をより積極的に活用し、個々の特性に適した学習方法について実践によって検証する。その際、1人1台端末に標準的に装備されているアクセシビリティ機能（文字や画像の表示方法の変更、読み上げ機能、音声による入力など）等の効果的な活用に向けた支援方法の観点から、成果と課題を整理すること。

(3) 学習障害のある児童生徒等に対する１人１台端末等の活用に係る成果のまとめ

(1)及び(2)における実践と検証を踏まえ、１人１台端末も活用した学習上の困難の早期かつ客観的把握と、個々の子供の教育的ニーズに対応した１人１台端末等を積極的に活用した支援について、他の地域・学校における実践の促進に資するよう、実践の工夫や留意点等を含め、成果をまとめること。

(4) その他（上記(1)～(3)以外の取組等）

(1)～(3)以外で独自の取組等を行う場合は、企画提案書（事業実施計画書）「4(4) その他（上記(1)～(3)以外の取組等）」へその内容を記載すること。

3 本事業の実施体制

本事業の受託団体においては、本事業の実施に際し、事業実施体制として、以下(1)～(3)に記載する項目の全てを充足すること。

〈本事業の実施体制として充足する必要がある項目〉

(1) 企画会議の設置

本事業の実施に当たり、受託団体においては、具体的な計画策定や、実践の状況及び進捗の管理、成果と課題の検証等を行うため、発達障害（学習障害）や、ICT活用等の各分野における専門的知見を有する者等から構成される企画会議を設置すること（ただし、教育委員会において、既に類似の会議体が設置されている場合、当該会議体を活用しても差支えない。）。

(2) 研究実践における専門家の活用

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、(3)の研究実践校に対して具体的な指導・助言を行う専門家を配置すること。

イ 前項における専門家の活用に際しては、配置計画や活動内容、活動頻度等を明らかにすること。

(3) 研究実践校の選定

ア 本事業の実施に当たり、受託団体においては、2(1)及び(2)の実践研究を行うために、域内における公立小学校等の中から、研究実践校を選定すること。研究実践校は2校以上選定すること。

イ 前項における研究実践校の選定に際しては、選定理由を明らかにすること。

4 その他

(1) 本事業終了後も、事業の成果や課題等を踏まえた取組の継続が重要となるため、本事業終了後の展望等について、企画提案書（事業実施計画書）等へ記載すること。

(2) 本事業の実施に際しては、関係法令や資料等を参照すること。